



第193号

2015年

11月30日

発行所 岡山大学職員組合

〒700-8530 岡山市北区津島中 2-1-1

電話 086-252-1111 (代)

7168 (内線)

直通 TEL&FAX 086-252-4148

ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/>

メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

目次： 1~2：人勤対応について 3：学長選考方法に関する意見書 4：賞与・年俸制等に関する要求書
5：全大教単組代表者会議報告 6：フーテン旅行記 7：単組だより 8：お知らせ

2015年人事院勧告の詳細と岡山大学の対応

人勤はプラスだったけど、12月のボーナスは増えるの？

— いいえ、増えません

2015年度の人事院勧告はプラス回答でした。人事院勧告はいくつもの内容を含んでいるのですがそのうち岡山大学の職員全員に関係するのは次の2点です。

- 1) 月例給 平均+0.36% (2015年4月1日に遡及して適用)
- 2) 賞与 (ボーナス) 年間+0.1月 (2015年12月期より)

岡山大学の給与は人事院勧告に原則準拠とされています。それでは今年の12月のボーナスは増えるのでしょうか？

結論としては増えません。しかし、2015年度中に人事院勧告のボーナス増加分は何らかの形で支給されるのではないかと期待しています。

なぜ増えないのでしょうか。それは「国立大学法人岡山大学における給与改定について (学長裁定)」には人事院勧告準拠ではなく、国家公務員の給与改定に原則準拠となっているからです。



人事院勧告と国家公務員の給与の関係

国家公務員は国民全体の奉仕者であり職務に公共性があるため労働基本権が制限されています。職務によって制限されている労働権が異なるのですが、すべての国家公務員に共通して言えることは争議権がないこと、すなわちストライキをする権利を持たないことです。ちなみに国立大学職員は国家公務員ではないのでストライキをする権利を持っています。

争議権がないことは労使交渉を行う上で不利になります。また国家公務員の中にはそもそも団体交渉権を持たない職種もあります。このように労働基本権が制約されていることの代償措置として人事院が国家公務員の給与をどうするかについて勧告をしています。それが人事院勧告です。



しかし、人事院勧告はあくまでも勧告です。国家公務員の給与が改定されるためにはその給与に関する法律の改定が国会で可決されなければなりません。例年は8月に人事院勧告が出されたのち、勧告通りに実施するという閣議決定が行われ秋の臨時国会で可決されていました。しかし、今年は安保関連法案で通常国会の会期が延長され臨時国会が招集されなかったため、未だに人事院勧告を実施するかどうかの閣議決定もなされていません。つまり今年の12月期の賞与をプラスするという勧告をその通り実施することは実質的に無理になっています。

今後の見通し

では、今後はどうなる見通しでしょうか。人事院勧告は国家公務員の労働基本権制限の代償措置ですから、通常は尊重されそのまま実施されます。2016年1月には通常国会が招集されますのでそこで給与関連の法案の改定が行われると思われれます。しかし、その法案がいつ可決されるかは定かではありません。万が一にも2015年度中に改定が行われないようなことがないよう注視していかねばな

りません。人事院勧告では2015年12月期に実施することとなっている賞与の増額がどうなるのか、年度中に臨時賞与を出すことになるのか、それとも来年度以降にのみ適用されるのか、不透明な状況です。

岡山大学の対応

岡山大学の学長裁定は「国家公務員準拠」と言っています。つまり国家公務員が改定されなければ改定しないと断言しているわけです。現状では国家公務員の給与改定は早くても2016年1月以降、遅ければ年度末ぎりぎり、あるいは年度を越えるという事態もあるかもしれません。また、国家公務員の対応が年度末ぎりぎりになれば、国家公務員は年度内に対応できても岡山大学の対応は年度内に間に合わないという事態もあり得ます。国家公務員の給与改定が行われれば月例給は2015年4月に遡及して適用されるでしょうが、賞与に関してどうなるのかは不明です。これが現状です。



組合の対応

人事院勧告は対等な交渉をする権利を持たない国家公務員の代わりに第三者として勧告を行っているものです。これは当然尊重すべきもので、実際にこれまで尊重されてきました。学長が岡山大学職員の給与を国家公務員に準拠としたいのであれば少なくとも人事院勧告は実施すべきでしょう。仮に国が人事院勧告を無視するような動きをしたとしても岡山大学として準拠すべきなのは国家公務員給与ではなく人事院勧告であると考えます。

しかし、岡山大学職員はすでに国家公務員ではなく、団体交渉権も争議権も保障されています。文科省も「国立大学法人の給与は大学と職員との労使交渉で決めるものである」と明言しています。岡山大学職員組合としては、「学長裁定があるから人事院勧告準拠」ということに甘んじるのではなく、人事院勧告を最低ラインと考え、さらなる労働条件の改善を要求していく所存です。



月例給改定と現給保障

2015年の人事院勧告では、月例給が平均+0.36%となっています。これが実施されたらみなさんの月例給は上がるのでしょうか。残念ながら2014年度から岡山大学に勤務しているほとんどの方は上がりません。それはなぜでしょうか。

実は2014年の人事院勧告による「給与制度の総合的見直し」が実施され、2015年4月に月例給が平均2%下げられました。あれ？でも今年の4月に特に給与は下がらなかったよ？という方、そうです、俸給表の金額は下がっていますが、みなさんの手元の給与明細の金額は下がっていないはず。これが「現給保障」という制度です。

俸給表の大幅な減額改定は、私たち職員の生活設計を大きく狂わせます。その変化を少なくするため、俸給表より現在もらっている給与の方が高い場合、しばらくはその現在もらっている金額を給与として払うというのが「現給保障（現在の給与額を保障するという意味）」です。今回の場合、2018年3月までが現給保障の期間となっています。現給保障中は昇級しても昇級後（改定後）の給与が昇級前（改定前）の給与より低いので、現給保障が適用されて実質的には昇給しないということになります。

通常は、年を経るごとに昇級していきますので、現給保障期間中のどこかの時点で改定された俸給表の金額が現在もらっている給与の金額を上回ることが期待できます。俸給表の金額が現在もらっている給与の金額を上回った時点でその人の現給保障は終了し、以降は改定された俸給表の金額が給与として払われます。しかし、昇給の幅が少ない高齢層や、昇級がストップしている55歳以上では、現給保障が終了する2018年3月になっても現在もらっている給与額の方が俸給表の金額より高いという事態が生じます。その場合現状のままいけば2018年4月に給与は下がってしまいます。

岡山大学職員組合では現給保障の期間を延ばすことも含めて、2015年4月に行われた「給与制度の総合的見直し」の代償措置を要求していきます。

11/20 学長選考方法に関する意見書を提出しました

法人化以前、学長は、学内のアカデミックスタッフによる選挙で選ばれていました。しかし、法人化に伴い学長が教育研究だけでなく大学の経営に関しても責任を持つ立場になったとの理由で学長は大学内外の委員で構成される学長選考会議が選ぶこととなりました。ただ、実質的には多くの大学で、アカデミックスタッフおよび管理職職員による意向投票が行われ、幾つかの例外を除いては、意向投票の結果が尊重されてきました。

昨年、学校教育法ならびに国立大学法人法が一部改正されました。それにより、学長権限の強化・教授会権限の縮減、学長選考会議の強化が謳われ、岡山大学においても、教授会の役割をはじめとして多くの学内規則が変更になったのはご存知の通りですが、学長選考に関しても選考方法が変更されようとしています。いくつかの大学では、こ

れを機に意向投票を廃止する動きが出ています。

岡山大学では学長選考の新方法を提案し11月16日までパブリックコメントを実施していました。新方法の詳細は岡山大学ホームページ上の、パブリックコメントの意見募集終了案件から見るができます(学内からのみ閲覧可能)。この案では意向投票は意向調査という形で実施され、これまで非公開だった面接を公開にするなど選考過程を透明化しようという意図が見られます。しかし、法律の縛りがあるとはいえ、今後学長選考に大きな権限を持つ学長選考会議のメンバー選考に関しては何も変更はありません。これに対し岡山大学職員組合では以下のような意見書を提出しました。私たちの意見がどのように反映されるのか注目していきたいと考えています。



学長選考方法に関する意見書

現在学校教育法の改正に合わせるための学長選考の新方法が提案されている。岡山大学職員組合としては学校教育法の範囲内でありつつも学長選考過程を透明化するという趣旨は評価するところであるが、現在提案されている学長選考の新方法に関して以下の意見を提出する。

1. 公開ヒアリングでは候補者の適性をあきらかにするために候補者同士の討論を行っていただきたい。
2. 公開ヒアリングでは学長選考会議委員以外の大学構成員からの質問も出せるようにしていただきたい。
3. 意向調査は大学の自治を保障する上で重要である。学生層、職員層の意向調査も検討すべきではないか。
4. 意向調査で候補者2名までに○をつけられるようにする意図が不明である。1名に○でよいのではないか。
5. 意向調査で不適格と思う候補者に×をつけるのはよい方法であると評価する。
6. 意向調査の結果は、そのまま正確に公表すべきである。
7. 現在は学長候補として役員・部局長経験者の方が圧倒的に有利になっている。15人の推薦を集めて立候補した候補者については学長選考委員の投票を経ずに第一次選考を通過させ学長候補適格者とすべきである。
8. 学長再任の可否を判断するための学長の業績評価の基準を明確にすべきである。
9. 学長の再任の可否を決める場合には学内構成員の意見を聴取する制度とすべきである。
10. 学長選考会議のメンバーについてその人数や選出方法を再検討すべきである。

11/26 賞与・年俸制等に関する要求書を提出しました

岡山大学職員組合では、以下の項目について団体交渉を行うことを要求する。



1. 賞与もしくは一時金の支給について

要求: 2015年12月賞与において勤勉手当を一律+0.2月とすることを要求する。賞与として支給することが時期的に難しい場合は2015年度中に一時金として0.2月を支給することを要求する。またこれまで賞与の支給がなかった非常勤職員についても一時金の支給を要求する。

理由: 1) 人事院の調査にあるように民間の賃金が上昇していること、2) 2015年11月に発表された大学評価において岡山大学は60分・4学期制が評価されて最高評価となったが、その制度の実現のために教員・職員とも多大な貢献をしていること、以上2点の理由のため。

2. 2015年4月の俸給表引き下げに対する代償措置について

要求: 2015年4月に実施された俸給表引き下げに対する代償措置として以下の事項を要求する。

- (ア) 全学的に短期もしくは長期のサバティカル制度を導入すること
- (イ) 子の看護養育休暇を中学3年までとれるようにすること
- (ウ) ホームカミングデイの出勤にたいして休日手当を支給すること
- (エ) センター入試の入試手当を増額すること
- (オ) センター試験時、事務職員には待機時間も勤務時間に含めること
- (カ) 博士後期課程の大学院手当をつけること
- (キ) 実質的な代休が取れるような制度にすること。例えば会議を入れない曜日を作る、代休を取るために会議を欠席できるようにするなど。

3. 年俸制グレード決定ルールについて

要求: 現在の年俸制は年俸制の教員が昇任した場合、通常の昇任のグレード加算では月給制と比較して不利になるときはグレードを調整できる制度であるとの説明が2015年3月11日の「年俸制導入に関する質問書」の回答にある

が、そのグレード調整の仕組みの詳細を明らかにすることを要求する。

4. 年俸制の評価について

要求: 年俸制制度は業績による成果を反映させる制度であると2015年3月11日の「年俸制導入に関する質問書」の回答にあるが、どのような業績をどのように反映させるのかがあきらかでない。2015年5月25日に行われた役員会の議事録によれば、2名の極めて顕著な業績を有する教員等の年俸額の改定及び決定が行われたとの報告があるが、どのような業績によって極めて顕著な業績と評価されたのか明らかにすることを要求する。

5. 年俸額の見直しについて

要求: 現在、一度決まった年俸は昇任するか顕著な業績をあげるかしない限り変わらない制度となっているが、これを3年ごとに3年ごとに見直しする制度にすることを要求する。

6. 年俸制導入のための「導入促進加算分」について

要求: 国が措置するとしている年俸制の「導入促進加算分」について、平成26年度、平成27年度それぞれに岡山大学にいくら配分されたかを明らかにすることを要求する。また、平成28年度以降の見込みを明らかにすることを要求する。

7. 勤務時間外の研修会について

要求: 勤務時間外の研修会をなくすよう努力すること、また止むを得ず勤務時間外に研修会を実施する場合は参加者への時間外手当の支給を徹底することを要求する。勤務時間外の研修会により保育園・学童保育で延長保育料が発生した場合はそれを補助する制度を新設すること。

理由: 2015年9月14日の団体交渉において組合側が時間外での研修の実態を調査することを約束した。その結果を資料1に示す。これによれば2015年1月から11月までに少なくとも時間外に8回の必修研修会が実施されているため。

全大教単組代表者会議報告

去る10月31日(土)～11月1日(日)、岡山国際交流センター(一日目)およびオルガビル(二日目)において全大教中・四国地区単組代表者会議が開催されました。例年、地区別単組代表者会議は九州地区と合同で開催されますが、今回は諸都合で九州地区とは別開催となりました。中・四国地区の8大学単組からの参加があり、参加人数は全大教中執などを含めて16人でした。なお、地元岡山での開催ということもあり、岡山大学職員組合からは複数人で参加しました。参加したメンバーは、書記長の笹倉、副委員長の中富、田村、荻野、藤原の5名で、このうち、中富副委員長は全大教中央執行委員長、笹倉書記長は闘争本部員としての参加でした。今回の会議は、テーマ別に1.賃金・労働条件、2.組織強化・組合員加入促進、3.大学・高等教育、平和・民主主義・人権の3つのセッションにわけ、一日目に1と2、二日目に3が討論されました。



1. 賃金・労働条件

各大学単組が抱える問題は様々で、単組ごとに特色があります。各単組からの報告をかいつまんで紹介します。

- ・高知大単組からは、最終局面を迎えている臨時賃下げ訴訟や、非常勤職員の待遇問題について報告がありました。
- ・鳥取大単組からは、喫煙問題や障害者雇用に対する取り組みが紹介されました。
- ・岡山大単組からは、年俸制を中心に最近の取り組みを紹介しました。
- ・山口大と徳島大の単組からは、活動成果としてサービスクラスに対する手当の追加支払いの事例が紹介されました。
- ・香川大教育学部単組からは、地域手当について問題提起され、各大学での状況を情報交換しました。病院収入などの独自財源がない大学では、地域手当をつけるのが難しいとのことでした。
- ・愛媛大学からは、ポイント制の導入について報告がありました。
- ・島根大学からは、職員評価の問題点や改組による過重労働について報告がありました。また、保健管理センターの相談件数が最近6年間で3～4倍に増えており、センター教員の数が圧倒的に多いとの報告がありました。センターでは病欠・離職

が多いとも言われており、パワハラなどが起こりやすい状況があるのではないかとのことでした。また、近年、大学改革に伴う改組によりセンター機構が数多く設置されていますが、少人数体制で担当理事から直接口出しされることも多く、大学改革によるしわ寄せの影響を一番受けているのは、こういったセンター働く教員ではないかとの指摘もありました。

2. 組織強化・組合員加入促進

各大学単組の状況を報告し合いましたが、いずれの単組も組合員数は現状維持もしくは減少傾向にあり、組織拡大はなかなか難しい様子でした。また各単組執行部の人材不足も深刻になっており、引き受け手がなかなかいないとのことでした。岡山大学の複数副委員長体制は、人材確保・育成の面でそれなりに機能しており、モデルケースとして参考になるのではないかとということで詳しく紹介しました。

3. 大学・高等教育、平和・民主主義・人権

人文社会系学部廃止問題については、特に教育学部のゼロ免課程廃止の問題を大きく取り上げ議論しました。その他、国旗・国歌問題や軍学共同問題などについて各大学の状況を報告し合いました。国旗・国歌については、国旗は掲揚するが、国歌は斉唱しない大学が多いとのことでした。軍学共同については、大学祭で自衛隊が勧誘のテントを貼っている大学もあり、研究の軍事利用だけの問題ではないとの指摘もありました。(副委員長 藤原貴生)



無料法律相談『ユニオン』をご利用ください

セクハラ、アカハラなどの労働環境問題、あるいは個人的な問題でも、法的な相談をしたい組合員のために顧問弁護士を置き、希望者には、最初の弁護士相談を無料で受けられる「ユニオン」を設けています。プライバシーを厳守するために、組合執行部とは別組織である人権部が相談を受け付けています。法律相談は、随時、弁護士事務所で行います。相談を希望される方は、人権部までお申し込みください。

連絡先：藤井和佐 文学部教授(内線8451)

ローカル線で行く！フーテン旅行記

第28回「信州の鎌倉」を訪ねて

上田電鉄 別所線

工学部単組 大西孝

2016年のNHK大河ドラマは「真田丸」。長野県上田市は、主人公の一族、真田氏にゆかりのある町です。一方、上田駅のすぐ西にある千曲川を渡ると、こちらは塩田平(しおだいら)と呼ばれる地域で、「信州の鎌倉」と呼ばれるほど多くの見どころがあります。今回は、塩田平を走る上田電鉄別所線をご紹介します。

別所線は、上田駅と別所温泉駅の約12kmを結ぶ路線で、昼間は30分から40分に1本の頻度で電車が運行されます。別所線の電車は、東京の大手私鉄から移籍した車両ですが、車内外の手入れは行き届いており、地方でゆったりとした余生を送っているように見えます。別所温泉に着くまでの沿線には、農林水産省のため池百選に選ばれた「塩田平のため池群」や第二次大戦に出征し、戦地で亡くなった画学生の作品を集めた「無言館」などが点在しています。窓からは塩田平の美しい田園風景が眺められ、上田駅を出て30分ほどで終点の別所温泉へ到着します。

終点の別所温泉駅は、木造のホームの屋根と、こぢんまりとした駅舎を持つ、レトロな駅です。昼間は袴を着た観光駅長が改札で出迎えてくれます。別所温泉の周辺には、駅名に違わず多くの温泉旅館が点在するほか、3軒の外湯もあり、外湯めぐりも楽しめます。さらに、駅から10分程度のところには、国宝である八角形三重塔のある安楽寺や、平安時代に開かれた北向観音(きたむきかんのん)といった仏閣もあります。特に、安楽時の三重塔は、全国でもここにしか残っていない珍しいものだそうで、最近の研究で鎌倉時代末期に建立されたものだと分かったそうです。残念なことに私が現地を訪問した際は、桧皮の葺き替えのために塔の姿は見られませんが、うっそうとした木々の茂る境内は落ち着いた雰囲気が漂っており、すがすがしい気持ちになります。一方の北向観音は千手観音を祭る本堂が、その名の通り北向きを向いているのが特徴です。観音堂を管理する常楽寺の案内によると、このように北を向いた本堂というのは、日本ではほとんど例がなく、長野市の善光寺で安置されている阿弥陀如来は南向きを向いていることから、両方に詣でると、現在と未来、いずれの幸せも願えるということだそうです。また境内には、樹齢1200年の愛染カツラが

枝を広げていますが、これは映画にもなった「愛染かつら」の創作のもとになったとされ、今でも縁結びのご利益があると親しまれているそうです。この北向観音の手水が温泉を使っているのも、温泉地らしいところですよ。

塩田平をのんびりと走る上田電鉄は、みどころ満載のローカル私鉄です。信州の澄んだ空気を吸いこ、お出かけにはいかがでしょうか。



別所線の車窓に広がる塩田平。田園地帯を約30分、別所温泉へのんびり走ります。



別所温泉駅のホーム。車両は銀色の都会的なものですが、木製の屋根やレトロな書体の看板などが、いかにもローカル私鉄といった趣です。



北向観音の境内。鐘楼の後ろにそびえるのが、樹齢1200年を誇る愛染カツラです。

単組だより

農学部職員組合 芋掘りのご報告



農学部職員組合による恒例の芋掘りが、10月10日(土)に農学部附属山陽圏フィールド科学センターにて行われました。

今年は週間天気予報でも雨マークが見られず、天気の心配もなく予定通りの開催となりました。当日は曇り気味でしたが、逆に強い日射しを受けずに過ごしやすい気温の下で、参加者約100名(大人57名、子供44名)にてにぎやかに実施することができました。

今年初めて参加された方から毎年このイベントを楽しみにされている方まで、たくさんの芋を掘り出されていました。小さなお子様と一緒に芋掘りを通して親子のふれ合いを楽しまれたり、収穫の楽しさを実感していただけたのではないかと思います。また、例年同様、参加賞として全員にジュースやお茶等、子供さんにはお菓子も提供させていただき、収穫したたくさんの芋と一緒に持ち帰りいただきました。

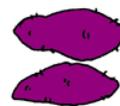
来年度も秋空の下、ぜひ開催したいと思っておりますので、多くの組合員の皆様のご参加をお待ちしております。



おおっ！
大きいぞ！！



たくさんとれたね！



あなたも組合合唱団に参加しませんか？



こんにちは！職員組合合唱団です。合唱団では月に3回、金曜日の夕方6時から北公民館で練習をしています。レパートリーは世界や日本の名歌から心にジーンとくる懐かしい歌まで、様々な曲で合唱を楽しんでいます。毎回簡単なストレッチで練習スタート、発声練習、そして歌声が部屋いっぱい、公民館いっぱい(?)に広がっていきます。みんなで楽しく歌って身も体もほぐれ、一週間の疲れから開放！です。一度、覗いてみてください。お待ちしております。(合唱指導 加藤晴子)



「サンタクロースしてくれるおじいちゃんがないかしら？」「うちのおじいちゃんに言ってみようか？」「是非頼んで！」

親子クラブのクリスマス会。視力を失い、俳句三昧の日を過ごしていた父にサンタクロース役を頼んだ。歌や工作・劇をした後、サンタクロースの父の登場。百人の子どもたちに、「おめでとう！」と言って、ひとりひとり、プレゼントを渡す。プレゼントは、前日、みんなで幼子をおんぶしながら作った「ポップコーン」。

次の日「こんなにできた」と父から電話。サンタクロースの句がいっぱいだった。

百人の握手もて果つ聖夜劇 一代

クリスマスパーティ案内

皆様 ご参加お待ちしております！



新加入の方は
無料です

日時：2015年12月10日(木)
19:00より

会場：エスパーニャ レオン

岡山市北区本町9-16 **ホテルアネックス2F**
岡山駅より徒歩7分 桃太郎大通りから西川沿いを南へ
約100メートル右手。TEL 086-238-2832
<http://www.hotpepper.jp/strJ000749039/>

内容：ミニ学習会、合唱、プレゼントなど

参加費：組合員および家族：1500円

未加入者：3000円

(有期雇用職員の方及び組合員の紹介がある場合は2000円)

*お申込みは：各組合役員または組合事務室に
12月4日までをお願いします。

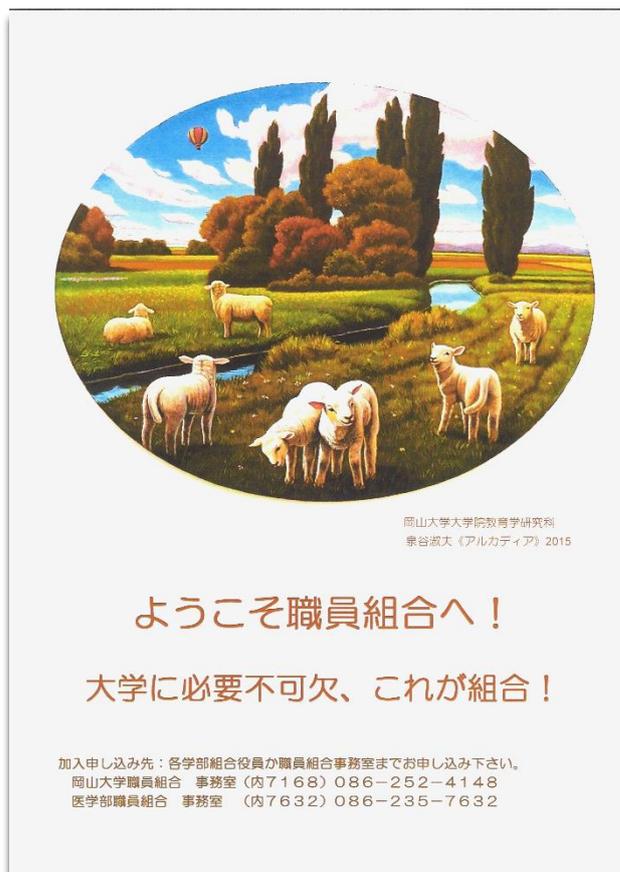
主催：岡山大学職員組合

TEL086-252-4148

メールアドレス：ODUnion@mb4.seikyuu.ne.jp



組合の新しいポスターができました！



ようこそ職員組合へ！
大学に必要不可欠、これが組合！

加入申し込み先：各学部組合役員が職員組合事務室までお申し込み下さい。
岡山大学職員組合 事務室 (内7168) 086-252-4148
医学部職員組合 事務室 (内7632) 086-235-7632

岡山大学大学院教育学研究科
泉谷淑夫《アルカディア》2015

《アルカディア》について

この絵には、「自然と調和した生活の中での幸せ」が描かれています。手前に5匹の子羊、川を挟んだ奥に二匹の親羊がいますが、親子をあえて離れたのは、子どもは「社会の宝」であり、いずれは親から独立していくからです。その子らの成長への願いを、中景にそびえる5本のポプラの樹に託しました。親たちは気球の動きを気に留めています。親の責務として風(情勢)を読もうとしているのです。今ほどその努力が求められる時代はないでしょう。二度と悲惨な過ちを繰り返さないために。一見、のどかに見える情景ですが、平和な社会への強い願いが込められています。

(泉谷淑夫)

組合員を拡大しよう！ めざせ 新規加入 50人！

4月から全学で27人が新しく加入されました！

農学部9名、附属学園7名、教育学部4名、法文経済4名、理学部1名、医学部1名、言語センター1名
みなさま、各単組での取り組みをさらによりしくお願いします。

未加入の方へ声かけをしましょう！